

副本

令和2年(行コ)第23号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

控訴人 内山靖英


被控訴人 愛知県(処分行政庁:愛知県公安委員会)

第7準備書面


令和4年3月30日

名古屋高等裁判所民事第4部 御中


被控訴人指定代理人


平山裕也 

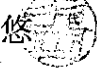
橋本一孝 


羽田達雄 

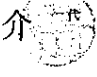
神代和彦 

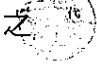
伊藤真司 


市來将吾 

道珎悠 

元田秀策 

藤原祐介 

長郷浩之 

村田友長 

被控訴人は、本準備書面において、控訴人の令和3年(2021年)11月30日付け第13準備書面(以下「控訴人第13準備書面」という。)における主張に対し必要と認める限度で反論する。

なお、略語等については、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件規定と同様の文言を用いる条例につき、同性のパートナーを含むと解釈する地方公共団体の存在が、本件規定の解釈に影響を与えるものではないこと

1 控訴人の主張の要旨

控訴人は、鳥取県や三重県における取扱いを例に挙げた上で、本件規定(犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」との規定)と同様の文言を用いる条例(県職員の給与に関する条例)において、職員と同性のパートナーも含まれる旨解釈する地方公共団体が存在することからすれば、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれることが裏付けられているなどと主張する(控訴人第13準備書面第1の3・6及び7ページ)。

2 被控訴人の反論

- (1) しかしながら、控訴人が指摘する条例(甲第205号証及び第207号証)と犯給法とでは、そもそも制定した主体を異にするから、一方の解釈が他方の解釈に影響を及ぼすものではない。すなわち、控訴人が指摘する条例は、いずれも県職員の給与に関する条例のうち、扶養手当の支給に係るものであるところ、地方公務員法24条5項は、職員(同法4条1項)の給与等は条例で定めると規定する。そして、地方自治法204条2項は、普通地方公共団体は、条例で、職員に対し、扶養手当を含む手当を支給することができるとし、同条3項は、手当の額及びその支給方法は条例で定めなければならないとしている。したがって、扶養手当の支給対象者の範囲を含め、手当の支給方法について地方公共団体に条例制定権が存在することは明らかである。

以上のとおり、控訴人が指摘する条例は、いずれも、国とは異なる主体である地方公共団体が、独自の権限に基づき制定・解釈したものにすぎず、国が制定した犯給法の解釈に影響を及ぼすものではないから、控訴人の前記1の主張は失当である。

- (2) また、前記(1)の点をおくとしても、控訴人の前記1の主張は、全国47都道府県のうち、鳥取県と三重県の取扱いを指摘するものにとどまり、同主張によっても、本件規定と同様の文言を用いる条例において、当該文言に同性の職員等と共同生活関係にある者が含まれるという解釈が、地方公共団体の間で確立しているなどといった状況はうかがわれないのであって、控訴人の前記1の主張に理由がないことは明らかである。

そして、このことは、以下の例を踏まえると、より一層明らかとなる。

- ア まず、北海道は、鳥取県や三重県と同じく、扶養手当の対象者につき、犯給法5条1項1号と同様に、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。（中略）」と規定している（北海道職員の給与に関する条例9条2項(1)・乙第23号証）。しかしながら、北海道は、上記規定には、同性の職員と共同生活関係にある者は含まれないと解しており、同性の共同生活関係にある者がいる職員に対して、扶養手当の支給を行っていない（乙第24号証の1及び2）。

- イ また、控訴人が提出した鈴木賢教授の意見書（甲第151号証）においては、札幌市の犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱に言及されている（同号証10及び11ページ）。同要綱は、支援金の支給及び日常生活等支援を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族の範囲について、「犯罪行為が行われた時において」、「犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（括弧内省略）の関係にあった者」又は「犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」とし

ている（同要綱3条・乙第25号証）。これは、札幌市が、「犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれないと解釈していることを示すものである。

- (3) 以上のとおり、そもそも、国とは異なる主体である地方公共団体が制定した条例の解釈から、国が制定した犯給法の解釈を導くこと自体が失当である上、本件規定と同様の文言を用いる条例の解釈について、地方公共団体間でも相違があることからすれば、控訴人の主張に理由がないことは明らかである。

第2 犯給法の改正等を踏まえても犯罪被害給付制度に基づく給付金が一種の見舞金的性格を有することにより変わりはなく、上記改正等により当該給付金の法的性格が変化したなどとしてその受給権者等の決定に係る立法府の広範な裁量を否定する控訴人の主張は、その前提を欠くものであり、理由がないこと

1 控訴人の主張の要旨

控訴人は、犯罪被害給付制度に基づく給付金が一種の見舞金的性格を有するとしても、それは制度開始当初のものであり、その後の法改正により、当該給付金の法的性格は大きく変わったとした上で、「犯罪被害者等給付金は、もはや被控訴人の主張するような『恩恵的な見舞金』ではなく、犯罪被害者等の権利利益を擁護する制度と位置づけられているのであって、裁量を根拠にその支給対象を恣意的に選別することは許されない。」などと主張する（控訴人第13準備書面第2及び第3の3・7ないし10、15及び16ページ）。

2 被控訴人の反論

- (1) 被控訴人の令和3年8月31日付け第6準備書面（以下「被控訴人第6準備書面」という。）第3の2(2)イ及びウ（7ないし9ページ）で述べたとおり、犯罪被害給付制度は、①犯罪被害による精神的・経済的打撃を救済す

るものという意味での「福祉政策」、②他の分野におけるものと同様に、不法行為制度の実効を確保するためのものという意味での「不法行為制度の補完」及び③犯罪者の処遇の改善との関係上必要なものという意味での「刑事政策」という三つの要素を総合・包含したものであり、更に端的にいえば、同制度は、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、かかる法制度に対する国民の信頼を確保することにその本質があると解される。そして、犯罪被害給付制度に基づく給付金は、故意の犯罪行為による被害を受けた者又はその遺族が、民法上は不法行為制度がありながら、事実上損害賠償を受けられない場合が多いという状況を前提として、いわば社会連帯共助の精神をもって、社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものであり、国民の全体が応分に負担している税金を財源とするものであるから、当該給付金に損害の填補としての要素が含まれるとしても、当該給付金は、損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、かかる法制度に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的性格を有するものと解するのが相当である。(以上につき、乙第19号証12及び13ページ、同第20号証49ないし51、59及び60ページ、同第21号証9及び10ページ)

そして、犯罪被害給付制度に基づく給付金が有する上記のような意味での一種の見舞金的性格が、その後の犯給法の改正等を経ても変わっていないことは、平成16年4月14日の衆議院法務委員会において、政府参考人(警察庁長官官房総括審議官)が、犯罪被害給付制度に基づく給付金につき、「現在のその性格としましては、被害者等に対し社会全体として一定の配慮を示そうとする趣旨で支給される見舞金的性格を有する制度として創設されて、今日までそのような制度として運用してまいっております。」(乙第26号証38ページ2段目右から14ないし18行目)と答弁していることや、そ

の後、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が審議・可決された平成20年4月10日の参議院内閣委員会において、政府参考人（厚生労働大臣官房審議官）が、議員から犯罪被害給付制度に基づく給付金が返還の対象となる生活保護受給者の収入として認定されるのかについて問われた際に、「この犯罪被害者等給付金につきましては、犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の御遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対しまして、社会の連帯共助の精神に基づき、その精神的、経済的打撃の緩和を図るというため、国が被害者に支給する給付金でございます。したがって、これにつきましては、御指摘のように見舞金に近い性格を有しているものと理解しておりまして、補償金等の取扱いに準じて取り扱うこととしておるところでございます。」（乙第27号証3ページ1段目右から26ないし35行目）と答弁していることから裏付けられるところである。

- (2) これに対し、控訴人は、平成24年12月18日に開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の第10回会議において、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長が、「犯給法の制度の目的でございますが、犯給法は加害者に資力がないなどの理由によって、犯罪被害者や御遺族が損害賠償を受けられない場合が多いことから、自主的な救済を図るものということで設けられております。社会の連帯共助の精神に基づいて給付金を国が支給するものであります。ですので、生活の保障ということの考え方にはのっとっていないというのは、御指摘のとおりであります。ただ、実際の給付額の算定に当たりましては、犯罪被害者の方の負った障害の程度でございますとか、そういったことを勘案するとしておりますし、現在では、いわゆる単純な恩恵的な見舞金というものではなくなっていると考えてございます。」（甲第174号証7ページ）と発言していること（以下「本件発言」という。）を捉えて、「現在ある犯罪被害者等給付金は、犯罪被害者等基本法（中略）制定当初の見舞金的性格のものから、犯罪被害

者の権利擁護のための経済的支援策と位置づけられ、単なる見舞金ではなく、
なったことは明らかである」などと主張する（控訴人第13準備書面第2の
2(1)オ・10ページ）。

しかしながら、前記(1)で述べたとおり、犯罪被害給付制度に基づく給付
金は、旧法制定当初から、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、
かかる法制度に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の
見舞金的性格を有する一方で、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補と
しての要素も含んでいるところである。そして、犯給法は、その後、現在に
至るまでに、関係する政令も含め数次にわたって改正され、段階的に給付額
の引上げが行われ、遺族給付金の額については自動車損害賠償責任保険にお
けるそれと同様の額にまで引き上げられているところであるが（乙第28号
証2及び3ページ、同第29号証4及び5ページ）、このような犯給法の改
正等において、自動車損害賠償責任保険制度を踏まえた給付額の引上げがさ
れてきたということは、犯罪被害給付制度に基づく給付金が有する諸要素の
うち、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としてのもも考慮してい
ることを意味するにとどまり、そのことをもって、当該給付金が有する上記
のような意味での一種の見舞金的性格が何ら否定されるものではない。そし
て、本件発言も、犯罪被害給付制度に基づく給付金が、飽くまで「社会の連
帯共助の精神に基づいて」支給される一種の見舞金的性格を有するものであ
ることを指摘しつつ、実際の給付額の算定に当たっては、犯罪被害者の負っ
た傷病、損害の程度等を勘案することとされているとして、損害の填補とし
ての要素も考慮していることを説明し、また、いわゆる「見舞金」と呼ばれ
る金銭交付が損害の填補と解されないことが多いという一般論（森富義明ほ
か編著・交通関係訴訟の実務352及び354ページ〔中西茂執筆部分〕、
大島眞一・交通事故事件の実務137ページ参照）を踏まえ、犯罪被害給付
制度に基づく給付金につき、損害の填補としてのもも考慮して、被害者の

精神的・経済的打撃の緩和を図ってきているという意味において「単純な恩恵的な見舞金」ではなくなっている旨発言したものであり、本件発言をもって、犯罪被害給付制度に基づく給付金が上記のような意味での一種の見舞金的性格を失ったなどと評価し得ないことは明らかである。

- (3) 以上のとおり、犯給法の改正等に伴って、犯罪被害給付制度が有する要素のうち、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も考慮してきたということではできても、そもそも犯罪被害給付制度において原因者負担の制度を観念することはできず、給付金の財源が国民の全体が応分に負担している税金であることに変わりはないから、前記の犯給法の改正等を踏まえても、犯罪被害給付制度に基づく給付金が、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、かかる法制度に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とするという意味での一種の見舞金的性格を有することに変わりはない。

- (4) したがって、犯罪被害給付制度に基づく給付金の法的性格が法改正等により変化したなどとして、その受給権者等の決定に係る立法府の広範な裁量を否定する控訴人の主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

かえって、被控訴人第6準備書面第3の2（5ないし11ページ）で述べたとおり、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定は、立法府に広範な裁量が認められる事柄であって、本件別異取扱いが憲法14条1項に違反すると評価されるのは、上記裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであることが明らかな場合に限られるというべきである。そして、同準備書面第3の3(2)（12及び13ページ）で述べた諸事情に加え、控訴人の前記第1の1の主張に照らし、現在においても、同性の者と共同生活関係にある職員に対して扶養手当の支給を認めている地方公共団体がいまだ少数にとどまっている様子がうかがわれることなどの事情も併せ考慮すると、本件処分当時の我が国において、同性間の共同生活関係が法律上の婚姻関係と

同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたということとはできないから、本件規定が同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者を含まないとしていることには合理性がある。そうである以上、本件規定が異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に対してのみ遺族給付金を支給する旨定めていること及び同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に遺族給付金を支給する制度が設けられていないことが、本件規定の立法目的との関連において合理性を有することは明らかである。

以上によれば、異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には本件規定に基づく遺族給付金の支給が認められるのに対し、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には遺族給付金の支給が認められないという本件別異取扱いが合理的な根拠を欠く差別的取扱いに当たるということはできないから、本件規定は憲法14条1項に違反するものではない。

第3 結論

よって、控訴人の主張はいずれも理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上